

奈良県告示第五百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

桜井市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・五・五〇六号桜井駅メスリ塚線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成二十年三月四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

- | | | |
|-----|-------|------|
| (一) | 収用の部分 | 変更なし |
| (二) | 使用の部分 | 変更なし |